

橿原市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成30年9月26日

橿原市監査委員 北川 洋
橿原市監査委員 山口 宣 恭
橿原市監査委員 廣井 一 隆

財政援助団体等監査の結果報告について

第1 監査の対象

橿原市香久山体育館及び橿原市万葉の丘スポーツ広場
(平成29年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行)

第2 監査の期間

平成30年8月7日から同年9月26日まで

第3 監査の方法

平成29年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行について、「橿原市香久山体育館及び橿原市万葉の丘スポーツ広場」の指定管理者であるミズノスポーツサービス株式会社及び市所管課であるスポーツ推進課から、必要な資料の提出を求め、監査当日に関係人から事情聴取するとともに、関係諸帳簿等について、調査・確認を行うことにより監査を実施した。

第4 監査の結果

1 施設の概要

橿原市香久山体育館

所在地 橿原市南山町624番地
管理面積 6,901.01㎡
建築面積 1,242.22㎡
延床面積 地上2階2,024.63㎡・地下1階720.74㎡
建築構造 鉄筋コンクリート造（一部木造）地上2階・地下1階建て

橿原市万葉の丘スポーツ広場

所在地 橿原市戒外町43番地の1

管理面積 41,038.47㎡

建築面積 103.7㎡

延床面積 103.7㎡

建築構造 木造地上1階建て

橿原市香久山体育館及び橿原市万葉の丘スポーツ広場は、橿原市立体育館条例（平成17年橿原市条例第21号）及び橿原市万葉の丘スポーツ広場条例（平成17年橿原市条例第22号）に規定する体育施設で、市民の体育、レクリエーション活動を促し、健康増進及び体力の維持向上に寄与することを目的に設置された本市の公の施設である。

これら施設は、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入しており、今回監査の対象とした平成29年度については、第3期指定期間（5か年）の第4年度に当たり、ミズノスポーツサービス株式会社が指定管理者として管理を行った。

指定管理者であるミズノスポーツサービス株式会社は、より楽しいスポーツライフ実現に向け「機会・場・サービス」の提供を行うという企業理念を掲げ、施設の設置目的や利用者ニーズに沿った管理運営を目指し、基本協定書等に基づいた管理を行っている。

2 指定期間及び委託料

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

38,828,983円（平成29年度分）

3 結果

監査対象とした公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行については、施設の目的に沿ったものであり、橿原市香久山体育館・万葉の丘スポーツ広場指定管理者の管理運営に関する基本協定書等に基づき、おおむね適正に執行されているものと認められた。